平成２３年（フ）第５６号
兵庫県加古川市加古川町西河原34番地　グランプレステージ加古川313号
債務者　土居　和美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１８号
兵庫県姫路市下手野６丁目５番２―304号県住下手野団地
債務者　森下まり子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３１号
兵庫県高砂市松陽１丁目７番28号
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６７３号
広島県廿日市市友田24番地536
債務者　河野　裕司
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
広島市中区光南５丁目１番43―511号
債務者　鈴井　孝志
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５号
広島市安佐南区祇園１丁目20番11―４号
債務者　辰己工業こと　羽田野辰己
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３号
広島県廿日市市宮島口上１丁目11番６号
債務者　中川　隆夫
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４号
広島県廿日市市宮島口上１丁目11番６号
債務者　中川トヨ子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９号
広島県廿日市市四季が丘上３番地14
債務者　有川　朱美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８号
香川県高松市三条町430番地２コート三条101号室
債務者　豊島　孝信
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１９９号
福岡県朝倉市千代丸518番地
債務者　矢野　政晴
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６３２号
福岡市博多区東光寺町１丁目22番７―102号、申立時の住所福岡市博多区半道橋１丁目14番35―312号
債務者　末冨ちず子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９２号
福岡市中央区小笹３丁目21番52―606号
債務者　結城　芳子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８８号
福岡市南区和田４丁目10番７―105号
債務者　石嵜　清久
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２６号
福岡市西区横浜３丁目２番24―202号
債務者　浅見　武司
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２７号
福岡市西区横浜３丁目２番24―202号
債務者　浅見　志穂
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１号
福岡県うきは市吉井町福益1590、住民票上の住所福岡市中央区大名１丁目12番３号
債務者　大石　　積
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５号
福岡市東区八田２丁目23番１―201号
債務者　林　　昭宏
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部